

令和5年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生による障害福祉サービス提供体制に対する影響をできる限り小さくするため、和歌山県内に所在する施設・事業所（和歌山市長指定の施設・事業所を除く。）を運営する障害福祉サービス等事業者が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）（令和3年12月22日付け障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）、及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (2) 居宅介護 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。
- (3) 重度訪問介護 障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。
- (4) 同行援護 障害者総合支援法第5条第4項に規定する同行援護をいう。
- (5) 行動援護 障害者総合支援法第5条第5項に規定する行動援護をいう。
- (6) 療養介護 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。
- (7) 生活介護 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。
- (8) 短期入所 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。
- (9) 施設入所支援 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援をいう。
- (10) 障害者支援施設 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。
- (11) 自立訓練（機能訓練） 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。
- (12) 自立訓練（生活訓練） 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練のうち、障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。
- (13) 就労移行支援 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援をいう。
- (14) 就労継続支援A型 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者総合支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。
- (15) 就労継続支援B型 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者総合支援法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。
- (16) 就労定着支援 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援をいう。
- (17) 自立生活援助 障害者総合支援法第5条第16項に規定する自立生活援助をいう。
- (18) 共同生活援助 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。
- (19) 共同生活援助（介護サービス包括型） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

- るための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス事業等基準」という。）第16章第1節から第4節までの基準を満たす共同生活援助（共同生活援助（日中サービス支援型）及び共同生活援助（外部サービス利用型）に該当するものを除く。）をいう。
- (20) 共同生活援助（日中サービス支援型） 指定障害福祉サービス事業等基準第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の指定に係る障害福祉サービスをいう。
 - (21) 共同生活援助（外部サービス利用型） 指定障害福祉サービス事業等基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の指定に係る障害福祉サービスをいう。
 - (22) 計画相談支援 障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援をいう。
 - (23) 地域移行支援 障害者総合支援法第5条第20項に規定する地域移行支援をいう。
 - (24) 地域定着支援 障害者総合支援法第5条第21項に規定する地域定着支援をいう。
 - (25) 指定障害福祉サービス事業者 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
 - (26) 児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。
 - (27) 医療型児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。
 - (28) 放課後等デイサービス 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
 - (29) 居宅訪問型児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。
 - (30) 保育所等訪問支援 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。
 - (31) 障害児相談支援 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。
 - (32) 福祉型障害児入所施設 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所施設のうち同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
 - (33) 医療型障害児入所施設 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所施設のうち同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。
 - (34) 指定障害児通所支援事業者 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。
 - (35) 共同生活援助事業所 障害者総合支援法第5条第17項の規定に基づき障害福祉サービスの指定を受けた者の、当該指定に係る事業所をいう。
 - (36) 通所系サービス事業所（障害者総合支援法） 障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係るものに限る。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所をいう。
 - (37) 通所系サービス事業所（児童福祉法） 児童福祉法第21条の5の15第1項の規定に基づき障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに係るものに限る。）に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所をいう。
 - (38) 通所系サービス事業所 通所系サービス事業所（障害者総合支援法）及び通所系サービス事業所（児童福祉法）を総称していう。
 - (39) 短期入所サービス事業所 障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき障害福祉サービス（短期入所に係るものに限る。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所をいう。
 - (40) 訪問系サービス事業所（障害者総合支援法） 障害者総合支援法第36条第1項の規定に基づき障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援及び

自立生活援助に係るものに限る。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所をいう。

- (41) 訪問系サービス事業所（児童福祉法） 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 1 項の規定に基づき障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に係るものに限る。）に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所をいう。
- (42) 訪問系サービス事業所 訪問系サービス事業所（障害者総合支援法）及び訪問系サービス事業所（児童福祉法）を総称していう。
- (43) 相談支援事業所（障害者総合支援法） 障害者総合支援法第 51 条の 19 第 1 項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所（地域移行支援及び地域定着支援に係るものに限る。）及び同法第 51 条の 20 第 1 項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所（計画相談支援に係るものに限る。）をいう。
- (44) 相談支援事業所（児童福祉法） 児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の規定に基づき障害児相談支援に係る指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者の、当該指定に係る事業所をいう。
- (45) 相談支援事業所 相談支援事業所（障害者総合支援法）及び相談支援事業所（児童福祉法）を総称していう。
- (46) 障害福祉サービス等事業所 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称していう。
- (47) 障害福祉サービス等事業者 次の a から c までに掲げる者を総称していう。
 - a 障害福祉サービス等事業所に係る、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者の指定を受けた者
 - b 障害者支援施設等に係る、障害者総合支援法に基づき共同援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者、同法に基づく指定を受けた指定障害者支援施設の設置者及び児童福祉法に基づく指定を受けた指定障害児入所施設の設置者
 - c 相談支援事業所に係る、障害者総合支援法に基づき指定一般相談支援事業者の指定を受けた者、同法に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けた者及び児童福祉法に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者
- (48) 多機能型事業所 指定障害福祉サービス事業等基準第215条第 1 項及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第 2 条第13号に規定する多機能型事業所をいう。
- (49) かかり増し経費等 新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響をできる限り小さくするために実施される感染防止対策等に要する経費等（通常の障害福祉サービスの提供に要する費用に含まれるものと明らかに認められるものを除く。）をいう。

（補助対象事業）

第 3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障害福祉サービス等事業者が国実施要綱に基づき実施する、次の各号のいずれかに該当する事業（完了した事業を含む。）とする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業（国実施要綱の 3（1）に規定する障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業に該当するものに限る。）
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業（国実施要綱の 3（2）に規定する障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業に該当するものに限る。）

（補助対象者及び補助対象経費）

第 4 この補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する障害福

社サービス等事業者とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、次の表の補助事業の区分に応じ、同表の対象施設・事業所につき、同表の補助対象経費の欄に定めるとおりとする。

補助事業の区分	対象施設・事業所	補助対象経費
<p>I 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業</p>	<p>次のいずれかに該当する施設・事業所（和歌山市長指定の施設・事業所を除く。）</p> <p>① 施設・事業所において、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む。）施設・事業所</p> <p>② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所</p> <p>③ ①、②以外の施設・事業所であって、感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、国実施要綱の別添2に定める要件に基づき、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所</p> <p>④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅において可能な限りのサービスを提供した通所系サービス事業所。ただし、通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金</p>
<p>II 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業</p>	<p>次のいずれかに該当する施設・事業所（和歌山市長指定の施設・事業所を除く。）</p> <p>① Iの①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（各事業者が定める運</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者との障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、</p>

	<p>営規程に規定する営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき実施する訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上ある場合をいう。）した施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p>	<p>食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金</p>
--	--	--

（交付額の算定方法）

第5 補助事業の基準単価は、別表に定めるとおりとし、補助金の交付額は、別表のサービス種別の欄に掲げる障害福祉サービスごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

2 和歌山県内において、複数の施設・事業所（和歌山市長指定の施設・事業所を除く。）を運営する障害福祉サービス等事業者については、施設・事業所ごとに前項の規定により算定した金額を合計した金額を交付額とすることができる。

3 多機能型事業所（和歌山市長指定の多機能型事業所を除く。）として複数の障害福祉サービスの指定等を受けている障害福祉サービス等事業者については、該当するサービス種別ごとに第1項の規定により算出した金額を合計した交付額とすることができる。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

補助事業の実施状況による区分	添付書類	様式	提出期限
i) 補助金の交付申請の日において既に完了している事業	(1) 事業結果概要書	別記第1号様式	別に知事が定める。
	(2) 収支決算書		
	(3) 経費の精算根拠が確認できる書類		
	(4) 役員名簿（法人である場合に限る。）		
	(5) その他知事が必要と認める書類		
ii) 補助金の交付申請の日において未了である事業	(1) 事業計画書	別記第2号様式	別に知事が定める。
	(2) 収支予算書		
	(3) 経費の積算根拠が確認できる書類		
	(4) 役員名簿（法人である場合に限る。）		
	(5) その他知事が必要と認める書類		

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額

に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- （5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （7）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。
 - イ 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合（消費税等仕入控除額が0円である場合を含む。）には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに）知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額を返還しなければならないこと。
- （8）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

（変更の承認）

第8 第7第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（別記第4号様式）に変更後の変更事業計画書（別記第2号様式）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第9の規定により補助金変更交付申請を行う場合は、この補助事業変更承認申請を省略することができる。

(中止及び廃止の承認)

第9 第7第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業(中止・廃止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第10 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(別記第6号様式)に変更後の事業計画書(別記第2号様式)、収支予算書及び経費の積算根拠が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

実績報告書の提出を要する事業	添付書類	様式	提出期限
第6の表の補助事業の実施状況による区分の欄のii)に該当する事業(同表の区分の欄のi)に該当する事業は含まない。)	(1) 事業結果概要書	別記第1号様式	別に知事が定める。
	(2) 収支決算書		
	(3) 経費の精算根拠が確認できる書類		
	(4) その他知事が必要と認める書類		

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第12 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金等の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行し、令和5年5月8日から令和6年3月31日までに実施する事業に係る補助金について適用する。

別表（第5関係）

基準単価						
事業区分 対象サービス種別			I 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業		II 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
			① 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した（職員に感染者と接触があった者が発生し、職員が不足した場合を含む。）施設・事業所 ・対象サービス：No. 1からNo. 29 ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所 ・対象サービス：No. 11からNo. 25 ③ ①、②以外の施設・事業所であって、感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、国実施要綱の別添2に定める要件に基づき、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所 ・対象サービス：No. 12からNo. 15		④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅において可能な限りのサービスを提供した通所系サービス事業所 ・対象サービス：No. 1からNo. 10	
分類	No	サービス名				
通所系	1	療養介護	1,978千円/事業所	1,978千円/事業所	989千円/事業所	
	2	生活介護	631千円/事業所	631千円/事業所	316千円/事業所	
	3	自立訓練（機能訓練）	288千円/事業所	288千円/事業所	144千円/事業所	
	4	自立訓練（生活訓練）	228千円/事業所	228千円/事業所	114千円/事業所	
	5	就労移行支援	221千円/事業所	221千円/事業所	110千円/事業所	
	6	就労継続支援A型	279千円/事業所	279千円/事業所	140千円/事業所	
	7	就労継続支援B型	294千円/事業所	294千円/事業所	147千円/事業所	
	8	児童発達支援	271千円/事業所	271千円/事業所	136千円/事業所	
	9	医療型児童発達支援	172千円/事業所	172千円/事業所	86千円/事業所	
	10	放課後等デイサービス	257千円/事業所	257千円/事業所	128千円/事業所	
短期入所	11	短期入所	146千円/事業所	—	73千円/事業所	
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013千円/施設	—	506千円/施設	
	13	共同生活援助（介護サービス包括型）	335千円/事業所	—	167千円/事業所	
	14	共同生活援助（日中サービス支援型）	259千円/事業所	—	129千円/事業所	
	15	共同生活援助（外部サービス利用型）	150千円/事業所	—	75千円/事業所	
	16	福祉型障害児入所施設	985千円/施設	—	493千円/施設	
訪問系	17	医療型障害児入所施設	529千円/施設	—	264千円/施設	
	18	居宅介護	107千円/事業所	—	41千円/事業所	
	19	重度訪問介護	175千円/事業所	—	67千円/事業所	
	20	同行援護	60千円/事業所	—	23千円/事業所	
	21	行動援護	106千円/事業所	—	41千円/事業所	
	22	就労定着支援	35千円/事業所	—	17千円/事業所	
	23	自立生活援助	19千円/事業所	—	9千円/事業所	
	24	居宅訪問型児童発達支援	30千円/事業所	—	11千円/事業所	
	25	保育所等訪問支援	35千円/事業所	—	13千円/事業所	
	相談系	26	計画相談支援	50千円/事業所	—	25千円/事業所
27		地域移行支援	36千円/事業所	—	18千円/事業所	
28		地域定着支援	38千円/事業所	—	19千円/事業所	
29		障害児相談支援	37千円/事業所	—	18千円/事業所	
対象経費			<p>○ I ①、②に該当する施設・事業所等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限る） 施設・事業所の消毒・清掃費用 感染症廃棄物の処理費用 感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 <p>（以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 代替場所の確保費用（使用料） 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 代替場所や利用者宅への旅費 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） <p>○（1）③に該当する事業所・施設等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 代替場所の確保費用（使用料） 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 代替場所や利用者宅への旅費 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） <p>※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 	
補助金額の算定			<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所ごとに、I及びIIについてそれぞれ基準単価まで助成することができる。 施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 			

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

※3 「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用者の居宅においてサービスを提供している場合を指す。

※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

令和 年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業
事業結果概要書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号		E-mail		
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
	申請に関する担当者	職名		氏名		
申請内容						
		助成対象	I 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業		II 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
サービス種別		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額	
通所系	療養介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	生活介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	自立訓練（機能訓練）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	自立訓練（生活訓練）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労移行支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労継続支援A型	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労継続支援B型	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	児童発達支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	医療型児童発達支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	放課後等デイサービス	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
短期入所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円		
入所・居住系	施設入所支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	共同生活援助（介護サービス包括型）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	共同生活援助（日中サービス支援型）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	共同生活援助（外部サービス利用型）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	福祉型障害児入所施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
医療型障害児入所施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円		
訪問系	居宅介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	重度訪問介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	同行援護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	行動援護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労定着支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	自立生活援助	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	居宅訪問型児童発達支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	保育所等訪問支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
相談系	計画相談支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	地域移行支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	地域定着支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	障害児相談支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
小計		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
合計 (1+2)					0 千円	

別記第1号様式(第6、第11関係)(その2)

(単位:千円)

No.	事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	I 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業			II 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業			申請額計(g)	備考
				基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「令和3年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金交付要綱」の別表に記載された基準単価を記入すること。
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「(様式3)事業所・施設別個表」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 4 「申請額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。

別記第1号様式(第6、第11関係)(その3)

事業所・施設の状況	フリガナ				障害福祉サービス等事業所番号
	事業所・施設の名称				
	提供サービス				
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
管理者の氏名					
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援 →「1.」を記載 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援 →「2.」を記載				

1. 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援

助成対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	基準単価	千円	所要額	千円
---------	---	------	----	-----	----

- ※別紙の①の額の千円未満切り捨て
- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した(職員に感染者と接触があった者が発生し、職員が不足した場合を含む。)施設・事業所
 - ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所
 - ③ ①、②以外の施設・事業所であって、感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、国実施要綱の別添2に定める要件に基づき、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所
 - ④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

取組内容 ※該当する取組をチェックすること

(1) 助成対象の区分「①」、「②」

- 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(※)
(※)自費検査費用の補助対象は国実施要綱の別添2に基づく障害者支援施設(施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設)、共同生活援助事業所に限る。
- 施設・事業所の消毒・清掃費用 感染症廃棄物の処理費用
- 感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い、在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用
- 【事業所以外の場所における代替サービス提供期間の分に限る】
- 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- 代替場所の確保費用(使用料) 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導の謝金
- 代替場所や利用者宅への旅費 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助を行うため緊急かつ、一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

(2) 助成対象の区分「③」(障害者支援施設(施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設)、共同生活援助事業所に限る。)

- 一定の要件に該当する自費検査費用(国実施要綱別添2に基づく検査に限る。)

(3) 助成対象の区分「④」(対象サービス種別のNo1からNo10に限る。)

- 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- 代替場所の確保費用(使用料) 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導の謝金
- 代替場所や利用者宅への旅費 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助を行うため緊急かつ、一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

2. 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

助成対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	基準単価	千円	所要額	千円
---------	---	------	----	-----	----

- ① 実施要綱のⅠの①の障害福祉サービス施設・事業所に対し、協力した障害福祉サービス施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力した障害福祉サービス施設・事業所

取組内容 ※該当する取組をチェックすること

(1) 職員の応援派遣【共通】

- 職員の応援派遣の実施 派遣先事業所名()

(2) その他【共通】 ※(1)及び(2)の他、連携支援に資する取組がある場合には記載すること。

--

(別紙)積算内訳

1. 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援(助成対象の区分「①」、「②」及び「③」)

取組内容	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
(5)			
合計(①)		0	

1. 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援(助成対象の区分「④」)

事業区分	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
合計(②)		0	

2. 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

事業区分	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
合計(②)		0	

令和 年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業
事業計画書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号		E-mail		
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
	申請に関する担当者	職名		氏名		
申請内容						
		助成対象	I 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	II 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業		
サービス種別		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額	
通所系	療養介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	生活介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	自立訓練（機能訓練）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	自立訓練（生活訓練）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労移行支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労継続支援A型	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労継続支援B型	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	児童発達支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	医療型児童発達支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	放課後等デイサービス	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
短期入所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円		
入所・居住系	施設入所支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	共同生活援助（介護サービス包括型）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	共同生活援助（日中サービス支援型）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	共同生活援助（外部サービス利用型）	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	福祉型障害児入所施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
医療型障害児入所施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円		
訪問系	居宅介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	重度訪問介護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	同行援護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	行動援護	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	就労定着支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	自立生活援助	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	居宅訪問型児童発達支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	保育所等訪問支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
相談系	計画相談支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	地域移行支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	地域定着支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	障害児相談支援	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
小計		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
合計 (1+2)					0 千円	

別記第2号様式(第6、第8、第10関係)(その2)

(単位:千円)

No.	事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	I 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業			II 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業			申請額計(g)	備考
				基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「令和4年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金交付要綱」の別表に記載された基準単価を記入すること。
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「(様式3)事業所・施設別個表」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 4 「申請額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。

別記第2号様式(第6、第8、第10関係)(その3)

事業所・施設の状況	フリガナ				障害福祉サービス等事業所番号
	事業所・施設の名称				
	提供サービス				
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				
事業区分	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援 → 2を記載				

1. 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援

基準単価	千円	所要額	千円
------	----	-----	----

助成対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の①の額の千円未満切り捨て
---------	---	------------------

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した(職員に感染者と接触があった者が発生し、職員が不足した場合を含む。)施設・事業所
- ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所
- ③ ①、②以外の施設・事業所であって、感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、国実施要綱の別添2に定める要件に基づき、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所
- ④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居家で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

取組内容 ※該当する取組をチェックすること

(1) 助成対象の区分「①」、「②」

- 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(※)
(※)自費検査補助対象は国実施要綱の別添2に基づく障害者支援施設(施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設)、共同生活援助事業所に限る。
- 施設・事業所の消毒・清掃費用 感染症廃棄物の処理費用
- 感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い、在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用
- 【事業所以外の場所における代替サービス提供期間の分に限る】
- 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- 代替場所の確保費用(使用料) 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導の謝金
- 代替場所や利用者宅への旅費 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助を行うため緊急かつ、一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

(2) 助成対象の区分「③」(障害者支援施設(施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設)、共同生活援助事業所に限る。)

- 一定の要件に該当する自費検査費用(国実施要綱別添2に基づく検査に限る。)

(3) 助成対象の区分「④」(対象サービス種別のNo1からNo10に限る。)

- 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- 代替場所の確保費用(使用料) 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導の謝金
- 代替場所や利用者宅への旅費 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助を行うため緊急かつ、一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

2. 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

基準単価	千円	所要額	千円
------	----	-----	----

助成対象の区分	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の②の額の千円未満切り捨て
---------	---	------------------

- ① 実施要綱のⅠの①の障害福祉サービス施設・事業所に対し、協力した障害福祉サービス施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力した障害福祉サービス施設・事業所

取組内容 ※該当する取組をチェックすること

(1) 職員の応援派遣【共通】

- 職員の応援派遣の実施 派遣先事業所名()

(2) その他【共通】 ※(1)及び(2)の他、連携支援に資する取組がある場合には記載すること。

--

(別紙)積算内訳

1. 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援(助成対象の区分「①」、「②」及び「③」)

取組内容	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
(5)			
合計(①)		0	

1. 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援(助成対象の区分「④」)

事業区分	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
合計(②)		0	

2. 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援

事業区分	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
合計(②)		0	

別記第3号様式（第7関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
補助事業者名

年度消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け障第 号により（交付決定・額の確定）を受けた令和5年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、令和5年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 和歌山県補助金等交付規則第14条の補助金の（交付決定・額の確定）額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の（交付決定・額の確定）時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

別記第4号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
名 称
代表者職氏名

補助事業変更承認申請書

年 月 日付け障第 号により補助金の交付決定を受けた令和5年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする事項及び理由
 - (1) 変更しようとする事項
 - (2) 変更しようとする理由
- 2 添付書類
 - ・事業計画書（別記第2号様式）

別記第5号様式（第9関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
名 称
代表者職氏名

補助事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け障第 号により補助金の交付決定を受けた令和5年度和歌山県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業を（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 （中止・廃止）の理由

2 中止の場合にあっては、事業を開始した日及び事業の中止の予定日

別記第6号様式（第10関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
名 称
代表者職氏名

補助金変更交付申請書

年 月 日付け障第 号により交付決定を受けた令和5年度和歌山
県障害福祉サービス等事業者サービス継続支援事業補助金について、変更交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 変更しようとする事項及び理由

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする理由

3 添付書類

・事業計画書（別記第2号様式）